

農地機構だより

～人と農地をつなぐ～ 第14号

(公財)しまね農業振興公社
(農地バンク)

2019年12月 発刊

松江市黒田町432番地1

0852-20-2871

農地の相続登記義務化が検討！

～土地所有者がその前にできること～



農地の利活用を進めよう！と思っても…

所有者が相続登記をしてい
なくて、権利者も多く同意
がとれない…



所有者が亡くなったら、すぐに登記
すればいいのに…こんな状態で農地
の利活用を進めようとしても進めに
くいなあ…



現在、全国で所有者不明の農地の土地が増えています。農地も同様で所有者不明農地は、相続しても登記がされないなどの原因のため発生。この問題を解決するために、国が「**相続登記の義務化**」の検討を進めています。

今回は、この「相続登記の義務化」の内容についてお知らせします。



所有者不明農地が与える影響

- ・耕作放棄地の増加をまねく
- ・ほ場整備事業の用地買収や災害の復旧・復興事業における所有者探索に多くの時間と費用がかかる



相続登記の義務化に向けた動き

この問題を解決するため、政府はいわゆる「骨太の方針 2018」で、相続登記の義務化を含めた所有者不明土地対策制度の法制化を**2020年までに実現**することを目標としました。これを受けて、今年2月から法務省の法制審議会で裏面のような議論がはじまり、法制化への準備が進んでいます。



法制審議会での検討ポイント

- 相続登記の申請を義務化
- 遺産分割協議期間を制限
- 土地ごとに相続財産管理人を選任可能に

所有者不明土地の利活用法は既に成立

法制審議会の検討を経て、所有者不明土地を一定条件で売却できる制度などの法律については、先行して本年5月に成立し、省令など細部の整備が進められています。



相続登記の義務化等について

相続登記の義務化については、所有者不明土地発生防止の切り札として、鋭意検討が進んでいますので、いずれ法制化されることが考えられます。ただ、法制化にかかわらず農地の相続登記は、農地の円滑な有効活用に必須の事項ですので、関係者一丸となって推進していく必要があると思います。



教えて

中間管理事業 Q&A



Q 令和元年11月1日の改正で、貸し借りの手続き上、従来の方式（**県公社借入**：市町村集積計画、**県公社貸付**：県配分計画）、一括方式（県公社借入、貸付いずれも市町村集積計画）についてどちらも、利害関係人の意見を聴くことになっていますが、利害関係人とは誰ですか？

また、利害関係人の範囲を教えてください。

A 原則、県公社が実施する借受公募に応募した者をいいます。範囲は、原則として配分計画又は、集積計画に定める農地のある地区等に住所等が存する者です。

Q 意見聴取及び県公社からの貸付相手方を決めるのは、どのような方法で行いますか？

A 借受申請者に記載された内容（借受希望農地の条件、期間、作付予定作物）を市町村と県公社が書面で確認し、要件等の確認を行い、合致した方を貸付相手方として決定します。

なお、要件等に合致した方が複数いる場合は、さらに事業規程等により審査したうえで決定します。それでも一人に決定しがたい場合に当たっては、県公社のホームページで公表し意見を募ります。

編集後記

中間管理事業も6年目を迎え、事務の簡素化等、様変わりをしてきています。

来年度、4月1日においても、円滑化事業から中間管理事業への移行、対象地域の見直し等さらに変化があります。120年振りの大改正と言われている“民法の改正”もあります。

少しでも農業者さんが使いやすいと感じていただけるよう今後も頑張っていきたいと思っています。（中村）